

学校法人茂来学園 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人茂来学園（以下「学園」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「寄付金」とは、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として寄付される現金及び有価証券をいう。

- (1) 校舎・設備のための経費
- (2) カリキュラム開発・教材のための経費
- (3) その他学園の運営のための経費

(受入れの条件)

第3条 寄付金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (3) 寄付を受け入れることにより学園に著しく財政負担が伴うこと。
- (4) 寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。

前4号に掲げる場合のほか、反社会的勢力に関わる寄付など学園が不相当と判断した場合。

(寄付金の申込)

第4条 寄付金の申込みに際しては、学園は寄付者より所定の寄付金申込書の提出を受けるとする。

(礼状等の送付)

第5条 理事長は、寄付金が学園に納入されたときは、寄付者に礼状及び領収証書を送付するものとする。

(使途の特定)

第6条 寄付者は寄付金の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、学園が使途を特定するものとする。

(寄付金の使途変更等)

第7条 次の各号に該当する場合、他の第2条第1項各号に掲げる経費に充てることが有意義と認めるときは、寄付金の使途を変更することができる。

- (1) 寄付者の同意を得た場合
- (2) 寄付目的が達せられた寄付金の残額が少額となった場合

(管理)

第8条

- (1) 寄付金は、経理規程、その他関連諸規程に基づき、事務局が事務管理する。
- (2) 学園教職員は、学園に対する寄付金を受領するときは原則として事前に受入手続を行なわなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。